

高齢者施設等の従事者等への集中的検査実施計画（R3.7～）について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）（令和3年6月17日変更、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

- 令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、当面、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。

計画の状況（7月8日時点）

- 4月から6月までを目途として策定した集中的検査実施計画について、7月以降、当面の間、地域の感染状況に応じて、当該計画に基づく集中的検査の継続実施を依頼。（6月17日付事務連絡）
- 計画変更の有無等を踏まえた7月8日時点の計画の状況は以下のとおり。（※今後、追加提出等により変更となる場合がある）

【計画の策定状況】

- ・厚生労働省から策定を求めた人口100万人程度以上等の自治体（10市（※）及び東京都特別区）は、全て策定済み。
※札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市及び福岡市
- ・また、10市及び特別区以外の自治体にも地域の感染状況に応じて、任意で計画の策定を求めており、全体として28都府県・60市・23特別区（70計画）で計画策定済み。なお、このうち11都県が保健所設置市又は特別区の分も含めて、計画を策定している。

【対象施設】

- ・対象施設については、高齢者施設のほか、障害者施設を対象としている計画が65、医療機関（精神科病院等）を対象としている計画が10あった。
- ・対象施設・事業所数は、現時点で最大約8.8万カ所（うち高齢者施設・事業所約6.1万カ所）。
※計画変更等により、対象施設数は増減する可能性がある。

【対象者】

- ・全ての計画で従事者を対象としており、新規の入所者等を対象に含む計画も10あった。

【検査頻度】

- ・検査の頻度は、2週に1回程度以上が29計画、1月に1回程度が19計画、その他が22計画であった。